

## 令和 2 年 第 9 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 9 月 15 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 52 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

|    |      |       |   |      |       |   |      |       |   |
|----|------|-------|---|------|-------|---|------|-------|---|
| 会長 | 15 番 | 衛藤 英教 | 出 |      |       |   |      |       |   |
| 委員 | 1 番  | 三代 忠佑 | 出 | 6 番  | 渡邊 丸美 | 出 | 11 番 | 廣瀬 英雄 | 出 |
|    | 2 番  | 麻生祐三子 | 出 | 7 番  | 衛藤 講治 | 出 | 12 番 | 三宮 憲治 | 出 |
|    | 3 番  | 後藤 綾子 | 欠 | 8 番  | 小野伊八郎 | 出 | 13 番 | 後藤 茂廣 | 出 |
|    | 4 番  | 木村滋一朗 | 出 | 9 番  | 久保田直宏 | 出 | 14 番 | 工藤 妙子 | 出 |
|    | 5 番  | 小野不二夫 | 出 | 10 番 | 工藤 幸市 | 出 |      |       |   |

5. 議事録署名委員の指名

7 番 衛藤 講治                      8 番 小野 伊八郎

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
 係 長 藤田 美智  
 係 員 工藤 俊夫                      川野 展弥

7. 議事日程

- ( 1 ) 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- ( 2 ) 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ( 3 ) 議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ( 4 ) 議案第 47 号 現況証明(非農地証明)について

8. 会議の概要

事務局                      会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和2年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、議長から指名します。7番 衛藤講治 委員、8番 小野伊八郎 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和2年第8回定例総会から本日の令和2年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。その中から、※のついた3点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 続いて、報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」(議案書のとおり番号1番から番号7番の7案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

4番委員 4番の木村です。ちょっと、言葉だけ教えていただきたいんですが、番号1番の借人の方の代表清算人というのは、どういう言葉の意味なんですか？ちょっと初めて聞くので分からないので教えてください。

事務局 株式会社●●●●さんは、法人としてもう閉じてしまっています。法人の整理を、●●●●さんがやられているということで、代表取締役が法人を整理するために代表清算人という形になっています。

4番委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんでしょうか？

委員 [ありません]の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議事

議長 これより、日程4の議事に入ります。

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、を議題とします。

それでは提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願いたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和2年9月15日提出 豊後大野市長 川野文敏(議案書に基づいて令和2年9月16日公告予定分を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、議案第44号の案件につきましては、5番委員・15番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、5番委員・15番委員に退席をお願いします。

これからの進行につきましては、工藤副会長をお願いします。

(とき、午後2時20分)

議長 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第44号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について」は原案のとおり決定されました。5番委員・15番委員の入室を認めます。

(とき、午後2時21分)

議長 これからの進行につきましては、衛藤会長にお願いします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後 2 時 21 分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後 2 時 22 分)

議長 次に「議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。「議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 6 番までの 6 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の案件につきましては、9 番委員の本人が関係していることから、まず先に番号 2 番から番号 6 番の 5 案件を審議し採決します。その後、農業委員会会議規則に基づき、9 番委員に退席をお願いし、番号 1 番の案件を審議の上採決することとしますので、よろしくお願いします。  
それでは、番号 2 番から番号 6 番の 5 案件について、地区審査会の報告を求めます。  
まず、番号 2 番の 1 案件を 6 番 渡邊丸美 委員にお願いいたします。

6 番委員 緒方の渡邊丸美です。9 月 4 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。  
譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、自身は農業を行っていないため、管理に苦慮しており、知人に相談したところ、譲受人を紹介されました。譲受人も牧草を作付け出来る土地を探しており、売買で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、363 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。9 月 8 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 3 番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、市外在住で管理に苦慮していたため、知人に相談したところ、譲受人を紹介されました。譲受人は、既に朝地町内で基盤強化法による使用貸借契約を行っており、申請地が自身の経営地に近く利便性が良いことから、売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 103 アールとなり下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ない

と認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を11番 廣瀬英雄 委員にお願いいたします。

11番委員 11番、千歳の廣瀬です。9月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●● 成年後見人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権の移転についてであります。譲受人は、家族と共に農業をしながら田舎暮らしをしたいと思土地を探していたところ、申請地周辺の譲渡人所有の土地家屋の紹介を受け、移住目的で売買取得しています。譲渡人に、土地家屋購入の際、農地を探していることを併せて相談したところ、譲渡人は県外在住で農地の管理に苦慮しており、贈与で話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は41アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します

議長 次に、番号5番の1案件を4番 木村滋一郎 委員にお願いいたします。

4番委員 4番、千歳の木村です。9月4日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、貸人 ●●●●さんから借人 ●●●●さんへの貸借権の設定についてであります。貸人は、申請地を相続により取得しましたが、管理できずに苦慮していたところ、以前から申請地の管理を頼んでいた借人と正式に使用貸借をすることで話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は141アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を5番 小野不二夫 委員にお願いいたします。

5番委員 5番、犬飼の小野です。9月8日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権の移転についてであります。譲渡人は、体調不良で農地の管理ができないため、以前から管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も、自身の経営地に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は134アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第45号の番号2番から番号6番までの5案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第45号の番号2番から番

号6番までの5案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第45号の番号2番から番号6番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2番から番号6番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。次に、番号1番の1案件を審議しますので、9番委員は退席をお願いいたします。  
(とき、午後2時35分)

議長 それでは、番号1番の案件を10番 工藤幸市 委員をお願いいたします。

10番委員 三重の工藤幸市です。9月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件ですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、市外在住で農地の管理が困難であったため、実家の隣に居住する譲受人に相談しました。譲受人も自身の自宅に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は242アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第45号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第45号の番号1番の1案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。これから採決します。議案第45号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。9番委員の入室を認めます。  
(とき、午後2時37分)

議長 次に、「議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局            それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。  
「議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番の2案件について朗読)

議長            事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区  
審査会の報告を求めます。番号1番の1案件を9番 久保田直宏 委員にお願いいたします。

9番委員            三重の久保田直宏です。9月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたし  
ます。番号1番の案件については、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所  
有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、三重町内の借家にて  
親子6人で生活していますが、子の成長に伴い手狭となってきたため、住宅の新築を計  
画しました。第3種農地や農地以外の土地も検討しましたが、小学校の転校が必要なこと  
や所有者との話がまとまらず断念していたところ、知人の紹介で申請地を見つけ、相談し  
た結果、譲渡人も高齢で農地の管理が困難だったため、売買で話がまとまり、必要最低限  
で分筆後に申請を行ったものです。審査の結果、申請地は許可基準の農地区分第2種農地  
のその他の農地に該当し、許可基準の11項目について不許可要件に該当するものはなく、  
第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る  
事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められま  
した。以上、報告します。

議長            次に番号2番の1案件を2番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

2番委員            緒方の麻生祐三子です。9月4日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたし  
ます。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへ  
の所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、再生可能エネル  
ギー全量買取制度を利用し、売電事業を行いたいと考えました。農地以外の土地を検討し  
ましたが、条件的な折り合いが整わず断念していたところ、知人の紹介で申請地を見つけ、  
譲渡人に相談しました。譲渡人も最小限の管理を行っているのみで、今後の管理に苦慮し  
ていた土地であったことから、売買することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。  
審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し許可基準の11項目  
において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のカの(イ)の申請地に代  
えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達することができないために該  
当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長            地区審査会の報告が終わりました。議案第46号の番号1番から番号2番までの2案件  
について、これより質疑を許可します。

委員            [ありません]の声多数

議長            無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第46号の番号1番及び番  
号2番までの2案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であり  
ます。

これから採決します。議案第46号の番号1番及び番号2番までの2案件について、原

案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番までの 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 47 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。  
「議案第 47 号 現況証明（非農地証明）について」  
（議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番の 1 案件を 8 番 小野伊八郎 委員にお願いいたします。

8 番委員 朝地の小野伊八郎です。9 月 8 日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、亡父が農地法第 4 条許可を得て転用を行った土地で、現況は宅地となっており、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に番号 2 番の 1 案件を 14 番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

14 番委員 14 番、大野の工藤妙子です。9 月 4 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さんの、非農地証明願いについてであります。申請地は耕作に不向きな土地であったため、亡父の代より耕作放棄され、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 47 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。



審査報告は、議案第 47 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これより採決します。議案第 47 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 47 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、令和 2 年第 9 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。  
(とき、午後 2 時 52 分)

議事録署名委員 7 番委員 衛藤 講治

〃 8 番委員 小野 伊八郎